

○鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準

平成23年11月16日
市長決裁

(趣旨)

- 1 この基準は、鎌倉市図書館振興基金条例（平成23年10月20日条例第13号。以下「条例」という。）を運用するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(鎌倉市図書館協議会への諮問)

- 2 条例第1条の趣旨にのっとり、本基金を本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実その他の図書館事業の振興を図るための財源に充てる際には、その内容が当該趣旨に適合するものかについて、中央図書館長からの諮問により、鎌倉市図書館協議会（以下「協議会」という。）において審議するものとする。

(基金処分の決定)

- 3 市長は、本基金の処分を決定する際には、前項の規定による協議会の審議結果を尊重するものとする。

(この条例の用語の解釈)

- 4 この条例において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「貴重な図書館資料」 備品として収集される次に掲げる資料とする。

- ア 鎌倉を主題とした古絵図、古地図、錦絵等の古典籍類
- イ 鎌倉在住の著名人の蔵書や著名入りの著書等
- ウ 鎌倉を主題とした近現代を知るための紙資料等
- エ 鎌倉の近現代の古写真等
- オ 鎌倉を主題とした近現代の視聴覚資料等
- カ その他鎌倉ゆかりの図書資料等

(2) 「その他の図書館事業の振興を図るための財源」 条例第1条の前段に示される「本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実」を趣旨とする図書館振興を図るための財源とする。

付則

この運用基準は、平成23年11月16日から施行する。